

第6回 京都市中央斎場のあり方検討委員会 摘録

日 時	平成25年1月29日(火) 午後1時30分～午後3時30分
場 所	京都市消費生活総合センター会議室
出席委員	榎村委員長, 岸谷委員, 小林委員, 長澤委員, 原委員, 藤本委員, 松井委員, 丸山委員, 山田委員, 加藤委員
事務局	土井生活衛生担当部長, 今江生活衛生課長, 浅野中央斎場担当課長

1 開会

【事務局】

本日は、皆様方にはご多忙中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。只今から、「第6回京都市中央斎場のあり方検討委員会」を開催させていただきます。

なお、本日の会議につきましても、京都市市民参加推進条例第7条に基づき公開で開催致します。よって、傍聴を認めておりますので、ご理解頂きますようお願い致します。

それでは、本日の委員会の議事の進行につきましては、委員長をお願い致します。

2 開会

【委員長】

まず、本委員会の成立についてでございます。京都市中央斎場のあり方検討委員会設置要綱第5条に規定しておりますが、本委員会の成立には委員の過半数の出席が要件となっております。本日、10名中10名、全員の委員方に御出席頂いておりますので、本委員会が成立していることを報告させていただきます。

これまで視察を含め5回に渡り、中央斎場の様々な課題について議論を重ねてまいりました。最終回となる本日は、本委員会として、提言案に対する市民意見の募集結果を踏まえ、「京都市中央斎場の将来のあり方についての提言」を確定させたいと考えております。

それでは、お手元の議事次第に沿って進行して参ります。

まず事務局から、昨年12月18日から1月18日まで約1箇月間、実施しました市民意見の募集結果について報告頂きたいと思っております。

また、その市民からの御意見に対する見解につきまして、見解(案)としてまとめて頂いておりますので、項目ごとに、御説明頂き、その後、皆様からご意見を頂き、提言を確定していきたいと思っております。それでは、御説明をお願いします。

【事務局】 <資料確認>

<資料1『「京都市中央斎場の将来のあり方についての提言案」に関する意見募集の結果について』の説明>

<資料1の次ページ「別紙1」及び資料2「京都市中央斎場の将来のあり方についての提言(案)」の記載方法の見方についての説明>

【別紙1 「現状における課題への対策」】

<別紙1「①待合室について」及び提言案の5ページ, 4ページ(①の部分)の説明>

<別紙1「②施設のユニバーサルデザインの推進について」及び提言案の5ページ, 4ページ(②)

の部分)の説明>

<別紙1「③収骨室の拡充について」及び提言案の4ページ,3ページ(③の部分)の説明>

【委員長】

それでは、只今説明頂いた「現状における課題への対策」のところでは、3点からの御意見がございました。「①待合室について」、「②施設のユニバーサルデザインの推進について」、「③収骨室の拡充について」についてでございますが、今、見解(案)をお示し頂き、また、提言案の中での修正すべき箇所の御説明を頂きました。このパブコメを受けた提言への反映について、何か御質問や御意見等がございましたら頂きたいと思います。

【事務局】

1 箇所説明させて頂きたいと思います。「バリアフリー化をユニバーサルデザインの推進」とさせて頂いた点の説明ですが、焼香台や待合室の段差についての意見を頂戴し、書かさせて頂いておりますが、我々は保健福祉局ですので、例えば、目の不自由な方のための点字ブロックやエレベータでのボタンを見易く大きくしたり、一方方向に出入りする等、様々な取り組みが進んでおります。中央斎場の全てに対し今すぐに取り組むことは不可能ですが、将来的に改修等に取組む際には、そのような観点を取り入れて実施していきたいということから、バリアフリー化を包括(大きい)するユニバーサルデザインの文言を採用させて頂いてはどうかと提案させて頂いております。

【委員】

ユニバーサルデザインって、分かりにくい言葉ですね。点字ブロックやバリアフリー化等具体的に書いた方が分かりやすいと思います。通常、このような場合、ユニバーサルデザインという文言を使用するのですか。

【事務局】

ユニバーサルデザインの方が、バリアフリーより幅が広く、包括するものです。

【委員長】

バリアフリーとは、日本で始まった取り組みで、段差があり車椅子が通れない等、具体的に障害物取り除くと言う概念で、ユニバーサルデザインとは、車椅子だけでなく、例えば赤ちゃん連れのベビーカーを使う方の通行に対しても考慮する等、全ての人にとって利便性からの使い易さだけでなく優しく対応していくという概念です。

【委員】

バリアフリーの方は、福祉的な観点が高いが、ユニバーサルデザインと記載することにより利便性の方に重きを置くように解釈されないのであれば良いと思いますが、はたしてユニバーサルデザインの概念が皆様に浸透しているのかについては疑問に思います。

また、パブリックコメントですが、非常に残念なことに、意見の数が少ないと思います。

【事務局】

京都市の色々な事業で、パブリックコメントを取るのですが、今回は非常に少なかったと思い

ます。我々の努力が足りなかったことも一端だと思いますが、今回は、市の 66 の関係施設に配架しました。また、行政書士会や司法書士会など行政に関係する団体等に声掛けさせて頂きました。

【委員】

委員の御意見は、具体的に記載してはどうかということだと思いますが、それに対する御答弁をされた方が良いのではないのでしょうか。

【事務局】

分かりやすく記載させて頂きたいと思います。

【委員長】

バリアフリーについては殆どの方が御存知のことと思いますが、ユニバーサルデザインは、ある程度関係する方にとっては常識的になっていると思いますが、一般的に普及しているか疑問な点もあると思います。

東京のある公の火葬場へ行ったときに、キッズスペースが設けられていて、意外だと思いましたが、火葬場に来るのは大人だけでなく、子供も来られ場所柄をわきまえることなく大声を出して騒がれることもあることから、考慮されて施設を造られているのだなと思いました。このように、色々の方々が訪れられることを考慮して施設づくりをしていかなければならないと感じました。

【委員】

ユニバーサルデザインでは、様々な観点からの意見が出ると思います。例えば、トイレの男（右）女（左）の左右の位置等についても該当すると思います。そして、この提言を読まれた方が、何を優先して取り組まれるのかが分かりにくいなることから、例えば、「緊急性や重要度を踏まえ順次対策を推進することを求めたい。」等の表現にするのは如何でしょうか。

【委員長】

「順次対策を推進することを求めたい。」よりも「早期の対策を求めたい。」の方が強い表現だと思いませんか。

【委員】

その通りだと思いますが、そうすると、次に、何について推進するのかの議論になると思います。委員会に対し具体的に何処を推進するのかが求められることになると思います。

p4 の議論の経緯を御理解いただいたうえで、提言に目を通していただければ、問題はないと思いますが、提言だけを読まれた場合は、理解していただけないと思います。そのようなことを避けるためにも、「緊急性や重要度を踏まえ順次対策を推進することを求めたい。」とした方が良いのではないのでしょうか。

【委員】

私は、社会学について造詣を深めてはいませんので、サービスや接遇からの意見となりますが、ユニバーサルデザインとバリアフリーの定義についてはっきりとしていないところがあると思

います。バリアフリーとは、障害のある方、即ち健常者以外の方の障壁となる部分を無くすという概念で、中央斎場におきましては、障壁となっている部分が認められますので、先ずは、これを無くすことが先決ではないかと考えます。ユニバーサルデザインとは、もう少し広義な意味で、表層的なデザインではなく、機能や操作性が誰からも分かり易くデザインされたということが概念となっていることから、バリアフリーの先にあるものではないかと思えます。ここで一気にユニバーサルデザインの推進と記載してしまうと、今、バリアが存在しているという問題が置き去りにされてしまうことが危惧されることから、何処をどのようにするのかといった具体策を記載すべきであると言った議論になっていると考えます。

ユニバーサルデザインとバリアフリーの定義が明確にならない限りこの議論は平行線を辿ると思えますが、如何でしょうか。

【委員長】

この議論を始めると、かなり大きな議論になると思えますので、松井委員の提案のとおりとさせていただきますは如何でしょうか。私は、社会的にバリアフリーからユニバーサルデザインの文言へと変わりつつある時だと思えますし、バリアフリーと記載することで、この委員会が遅れていると理解されることが危惧されると思えます。また、提言に具体的に改善すべき場所について記載してしまうと、その部分だけしか改善されず、他は改善されないことが危惧されると思えます。

【委員】

先ずは、急務であるバリアフリー化を推進し、時代の要請に併せてユニバーサルデザインを期待するものである旨を記載する方が妥当ではないでしょうか。

【委員】

バリアフリー化の文言は、一般の方でも分かり易いのですが、ユニバーサルデザインの概念が今お聞きして私は理解できましたが、分かりにくいと思えます。焼香台などのバリアフリー化をメインに記載して、その先にあるユニバーサルデザインを含めて取組んでいくと言った記載方法の方が一般的には分かり易いと思えます。また、ユニバーサルデザインの意味も含めて記載していただけるのであれば、理解していただけると思えますし、バリアフリー化の先にあるユニバーサルデザインも含めて取り組まれるのだということが分かると思えます。

【委員長】

「バリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインについても・・・」としても、今、お聞きしたようにしても、「バリアフリーの中に緊急性や重要性を踏まえ」としても意味は同じだと思いますので、どうでしょうか。

【委員】

何れも意味としては同じだと思いますが、市としては、ユニバーサルデザインの方が概念的には広いと考えています。例えば、左利きの者であっても右利きの者であっても使えるハサミであるとか、大きなマークで表示することにより色覚の弱い方でも理解できるようにする等、色々なことを含めた概念であることを、我々は理解していますが、市民の方にとっては、バリアフリーのように理解して頂いていないのではないかと今お聞きして思いました。そこで、「・・・ユ

ユニバーサルデザインの推進については緊急性や重要性を踏まえ、まずバリアフリー化を進めるなど早期の対策を求めたい。」と加筆させて頂いてはどうかと思います。

【委員長】

それでは、別紙1の「市民サービスに関すること」の「現状における課題への対策」においてパブコメに対する提言の文言の修正は、「検討委員会の議論において、具体的な内容を取り上げてきたが、ユニバーサルデザインの推進については緊急性や重要性を踏まえ、まずバリアフリー化を進めるなど早期の対策を求めたい。」と修正することによってよろしいでしょうか。

【委員】

了解

【委員長】

それでは、「市民サービスに関すること」の「現状における課題への対策」の部分については、これで確定と致します。

次に「継続的に求められる対策」に対しましてパブコメで御意見を頂いておりますので、説明をお願いします。

【事務局】

【別紙1 「継続的に求められる対策」】

<別紙1「④施設設備について」及び提言案の6ページ(④の部分)の説明>

<別紙1「⑤非常時への備えについて」及び提言案の6ページ(⑤の部分)の説明>

【委員長】

それでは、今説明いただきました、「継続的に求められる対策」のパブコメで御意見をいただきました「④施設設備について」と「⑤非常時への備えについて」につきまして、見解(案)をお示しいただいておりますが、提言への反映につきまして、何か御質問や御意見等はございますか。

【委員】

近隣市町村から他都市へと修正されていますが、想定されている他都市とは何処ですか。

【事務局】

近隣では、宇治市や園部等の想定でしたが、京都市が潰れているのであれば、近隣も同様ではないかと考えました。阪神淡路大震災の際には、神戸市の方の御遺体を京都市で火葬しておりますので、規模の点も加味すると、大阪市や神戸市位の規模が必要ではないかと考え、同市を想定しております。また、東南海地震等について考えると、南の方に被害が出ることから、新潟市等の北の地域を想定しております。

【委員】

質問ですが、中央斎場への導入路について、パブコメの御意見に対する反映箇所及び委員会の見解も見当たらないと思いますが、どうでしょうか。

【委員長】

最後の御意見に対する見解案が載っていませんね。

【事務局】

導入路が1つしかないという問題点については、私共も受け止めていますが、新たな道を作ることは非常に難しい課題だと思います。現在では、国道1号線を使用し、山科側、京都市内側の双方から入って頂いております。ただ、他に考えられる道としては、斎場の隣にゴルフ場の跡地もありますので、そこを通っての接道方法も考えられますが、現実的には大工事になることから不可能だと考えます。

よって、導入路としては現状しかないと思いますし、災害の発生時では、警察の許可を得て、渋谷街道から国道1号線の一部を逆走することにはなりますが、逆走して導入路に入って頂く、柵車だけでもそのような対応をしたいと考えております。

【委員長】

他に御意見等はございませんか。それでは、「継続的の求められる対策」につきまして、この提言案に記載されている内容で確定させていただいてよろしいでしょうか。（意見なし）それでは、これで確定とさせていただきます。

続きまして、別紙1の次ページになりますが、「文化慣習に関すること」につきましては、意見がございませんでしたので、そのままよろしいでしょうか。（意見等なし）

続きまして、「火葬技術に関すること」の「⑥技術の伝承について」にパブコメで御意見を頂いておりますが、これについて御説明をよろしくお願いします。

【事務局】

【別紙1 「火葬技術に関すること」】

＜別紙1「⑥技術の伝承について」及び提言案の8ページ（⑥の部分）の説明＞

【委員長】

それでは、今御説明頂きました、「火葬技術に関すること」にパブコメで御意見を頂いております「⑥技術の伝承について」に対する、見解（案）をお示し頂いておりますが、既に提言に反映されていると思いますので、これでよろしいでしょうか。（意見等なし）

それでは、「火葬技術に関すること」につきまして、これで確定とさせていただきます。

それでは、次は多くのパブコメで御意見が寄せられておりますが、「財政・経営に関すること」について、説明をお願いします。

【事務局】

【別紙1 「財政・経営に関すること」】

＜別紙1「⑦運営体制等について」及び提言案の10,11ページ（⑥の部分）の説明＞

【委員長】

それでは、今説明いただきました、「財政・経営に関すること」にパブコメで御意見を頂きま

した「⑦運営体制等について」に対しまして、見解（案）を御示し頂いておりますが、提言への反映につきまして、何か御意見等はございますか。直営と民間活用の双方の意見がありますね。如何でしょうか。結構この項目は、委員会の中でも議論を重ねた項目だったと思います。パブコメでも多くの意見を頂いておりますが、如何でしょうか。

【委員】

設備投資や経費を使うと言う意見が非常に多く出されていると思いますが、意見にもありますが、予算と職員数を増やすというのは、火葬件数が1.5倍になることからだと思います。過密な労働になるのではないかと思いますので、その点を考慮頂きたいと思います。火葬件数が1.5倍になることを分かっている、人を増やしませんという施策は、疑問に思います。しかし、提言には、人のことについてあまり書かれておらず、11ページの「火葬部門では、現在配置されている職員の高い技術を有効活用しつつ、民間を活用するとした場合でも、技術伝承が着実に行われるよう考慮されたい。」程度の記載しかないのです、人員の今後の育成についてどのように考えられているのか。むしろ、職員の後継者の一文を加えて頂ければありがたいと思います。

【事務局】

現在、15名の職員が火葬の担当を行っていますが、将来火葬件数が1.5倍になれば、1.5倍の職員数が必要ではないかという御質問だと思います。第2回の検討委員会で、施設の視察に行っていた際に御説明をさせて頂きましたが、中央斎場は、4つのブロックに分かれておまして、表で来場された御遺族の対応をする者、そして、火葬を担当する者が各1名で4ブロックの計8名、また、コントロールルームで指示を担当する者が1名、胎児炉及び動物炉を担当する者が1名、収骨室を担当する者が1名から3名で、通常の日、合計11名から13名の体制で業務を行っています。また、友引の日等は件数が少ないため、使用するブロックを減らして対応しています。

ですから、件数が1.5倍になれば、職員数として1.5倍の人員が必要かという点については、このような配置で業務を行っていることから、色々な活用の仕方はあると思いますが、直ちに1.5倍と算出するのではないと思っております。もう1点の方ですが、現在、技能系労務職の採用については、凍結されており、新たな補充については、難しい状況にあります。そのことから、今いる職員を活用する必要があると、説明させていただいたと思いますが、将来的に、例えば10年後に技能系労務職の採用についてどのようになっているのかについては、今の時点では何とも言えない状況にあります。このことから、もし、採用が無理であるならば、民間を活用することになると思いますので、その時に、どの様に委託を行っていくのか検討をしなければならないと思います。現時点でも、職員の育成については、常に行っていかなければならないことだと思いますし、仮に、新しい職員が配置された場合には、きちっと行っていかなければならないことですが、人の異動については、施設を管理している我々だけでなく、人の配置を考える部署もありますので、折衝したうえで決めて行くこととなりますので、難しい問題だと思っております。

【委員】

京都市で採用するつもりがないから、ここに書いてはいけないというのであれば、如何なることについてもこの委員会で議論して、京都市がやりたくないことは、意見しては駄目だという話になると思います。私は、10年、20年間今の方々が健康で必ず勤めておられることが100%保障されるのであれば、何も言いません。しかし、職員の年齢も上がってきて、病気もされたり、

急に休まれたりすると配置転換され、新たにこられた方に火葬しなさいと言っても、果たして火葬が出来るのでしょうか。この勤めておられる業務の現状からすると、1年、2年では、きっと一人前にはならないということが、おそらく、今勤めておられる方の意見だと思います。

よって、養成ということも踏まえて、今後の火葬件数が増えることを考えると、1人や2人の採用をして頂いて、必ずしもその方が続くのかは分かりませんので、そのような点にも目を開いてやって頂けるような提言を付け加えてはどうかという意見です。

【委員】

この点に関して一貫して御意見をされておられ、運営する側としては、心強い応援をして頂いていると思います。しかし、限られた予算、資材等を如何に有効に使っていくのか。先程も市民からの意見にもございました様に、「そうは言っても、やはり効率化」といった意見も根強くある中で、行政として、いったい何に重きを置いて考えて行かなければならないのか等、それらの点について、本委員会で御議論頂いていると思います。確かに火葬件数は1.5倍になりますが、1.5倍になったからといって人員を1.5倍にしても、炉の数を1.5倍にしない限り現行と同じサービスを維持できないのかなと思います。火葬がお昼前後の一定の時間帯に集中することについて、その時間帯で同じように市民サービスを提供して、同じように1.5倍になっても処理をしようとしますと、炉も1.5倍にしなければなりませんし、その体制も1.5倍にしなければなりません。この委員会でも御議論ましたように、その際には、少し均一にしてその後の時間帯も使って頂いたり、申し訳ございませんが、翌日に回って頂いたり等予約制の導入についての御意見もございましたので、何十億の税金を投資して炉の数を1.5倍にすることなく限られた施設、予算、人員体制を有効利用することにより、出来るだけ低いコストで市民の方に斎場を利用していただけばと思います。行政として、ここで頂いた意見を踏まえ、今後どのようにサービスを市民の方に提供していくのかを検討していきたいと思っております。

採用の件ですが、おっしゃって頂いていることは良く分かりますが5年10年のスパンで見ますと現行の職員を最大限に（適切な文言ではありませんが、）活用して頑張る中で乗り越えていけるのではないかと考えています。その段階で、どういう判断をその時の担当者がするのかということは、その時にならないと、やり方にしましても色々な考え方、例えば委託できるところは委託してゆけば良いとの意見もあるかと思っておりますので、5年10年のスパンの体制で続けていきたいと思っておりますので、今の段階で採用まで言及できないと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

【委員長】

9ページから10ページにかけて、提言の前ところに検討委員会における議論等の部分が記載されており、「ア 体制と責任の所在」、「イ 部門別の検討」、「ウ 民間を活用する場合の対応策」で、かなり多くの議論を重ねてまいりましたがウの部分に「京都市において、採用が凍結されている中で、職員を補充できず民間の力を活用するとした場合でも、現在の職員が業者に対して指導的な役割を果たしつつ、技術伝承を着実にやり、事業者がしっかりと火葬業務ができるようにしていく手法がある、等一定の対応策も示された。」等の議論を重ね、提言に繋がっていると思います。この提言「2つ目の○の中央斎場については、今後も京都市が直営、民間の活用に関わらず、その実施主体として責任を担い適正な管理・運営に努められたい。」のところに、今、委員がおっしゃった人員の問題も含まれているのではないかと理解しています。そのような考えでよろしいでしょうか。大きな流れの中で我々が議論してきたことは、限られた

中で、市民サービスを低下させずに、かつ、市民サービスを向上させて、全体としての運営の体制を作っていく議論してきたかなと思いますので、含まれていると解釈しておりますが、よろしいでしょうか。(意見等なし)

それでは、含まれているため、確定したいと思います。

次に、別紙1の3ページにその他の意見の記載がありますが、説明頂けますでしょうか。

【事務局】

【別紙1 「その他」】

<別紙1, 3ページ「その他」の説明>

【委員長】

その他のところで、7つの御意見を頂いておりますが、提言の中とは直接関係しないということでもよろしいでしょうか。ということは、京都市の方で個々にご検討頂くということでもよろしいのですか。

【委員】

来場人数や車の台数制限については、提言のところには書かれていませんが、4ページの検討委員会における議論等で「一定の台数(3台)内に制限するルールを定め、来場者に協力を依頼している」と書かれていますよね。提言には含まれていませんが、委員会で議論されましたよね。

【事務局】

委員会の御議論としましては、台数制限や待合室の人員が溢れるということから、斎場の御案内の中で、供車につきましては3台以内、来られるときは多くで来られても、収骨に残られる方は10名以内でお願いしますと案内させていただいており、委員会の中で御議論頂いた内容だと思います。

【委員長】

「外の方の火葬については、応分の負担をいただくべきである。」とありますが、応分の負担を頂いておりますよね。

【事務局】

市内の方は15,000円、それ以外の方につきましては、75,000円となっております。15,000円については、燃料代等のランニングコストから算出しており、市外の方につきましては、施設整備費も含めて60,000円を追加している状況です。

【委員長】

それでは、今回は、御意見として聞かせていただき、それぞれで、何かあった際には対応させて頂くということでもよろしいですね。何か御意見、御質問等ございませんか。

それでは、その他のところは、特に提言に盛り込むことなく、提言部分は、確定させて頂きたいと思います。

これらの御意見に対する対応につきましては、何か出されるのですか。

【事務局】

本日確定していただければ、私共のホームページに載せさせて頂きたいと思います。パブリックコメントを頂きましたが、記名なしでの募集を行っておりますので、其々に回答を返すことは致しません。他のパブリックコメントも同様に、回答につきましてはホームページに載せさせて頂き、御覧頂けます。個別に照会がございましたら、課の方で責任を持って対応させて頂きます。

【委員長】

それでは、これで提言として確定させていただきます。

12 ページに「おわりに」の記載があります。出来るだけ皆様の御意見も含めて書こうと思っ
ていましたが、事前に御目通し頂くこともできませんでしたが、先ずは、事務局から説明をお願い
します。

【事務局】

【資料 2 「おわりに」】

<資料 2, 12 ページ「おわりに」の読み上げ>

「おわりに (案)」の文中に「日本人の死」に対する見解の記述があり、各委員で議論を重ねた
結果、死に対する見解としては、中央斎場のあり方検討委員会の各専門的な分野からお集まりい
ただいている委員として、①議論を行えば、中央斎場のあり方を検討する以上に壮大な課題であ
ること、②本委員会として議論等を行ってきた内容でないことから「おわりに」の文中から、「死
に関する見解の記述部分」を削除し、最終原稿とした。

【委員長】

有り難うございました。「おわりに」につきましては、これで確定させて頂きたいと思います。
これで終了させて頂きます。

<お礼の挨拶>

【各委員】

<一言>

3 閉会